

●香川県告示第50号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成30年3月2日から同月23日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 善通寺府中線（18号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市川西町北字七条2235番9 地先から 丸亀市川西町北字七条2235番5 地先まで	14.1～38.6	12	平成24年香川県告示第554号 で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成30年3月2日